

平成20年度

佐伯市当初予算編成方針

財務部財政課

# 平成20年度当初予算編成方針

## 1 国及び大分県の状況

国の平成20年度予算は、本年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で示された歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算と位置づけ、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続するとしている。

このため、国、地方を挙げて、引き続き歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、歳出の抑制と予算配分の重点化・効率化を実施するとともに、基礎的財政収支の改善を図るとしている。

また、大分県においては、いち早く行財政改革に取り組み、これまで着実な成果をあげてきたものの、国の「歳出・歳入一体改革」における地方交付税等の更なる削減や都市と地方の税源の偏在、高齢化の進行に伴う扶助費等の義務的経費の増嵩などにより財政状況は益々厳しくなると予想し、行財政改革プランの上積みに努めていくとしている。

## 2 本市の財政状況

国・県を通じた厳しい財政事情は本市においても同様であり、平成18年度決算では、歳出の削減等により経常収支比率はやや改善し、基金を取り崩すことなく財政運営をすることができたが、歳入における市債の増加や歳出における公債費の増加などにより実質公債費比率等の公債費に関する指標は軒並み悪化しているのが現状である。平成19年度の決算を予測すると、多額の公債費の償還や少子高齢化に伴う社会福祉施策を始め市民ニーズの多様化による様々な施策の展開により、基金取り崩し等の多額の財源対策が必要となっており、今後の状況を見据えると決して楽観できる状況にはなく、引き続き更に厳しい財政見通しが予想される。

この厳しい財政状況を回避し、将来にわたって健全で安定した財政構造を構築するため、「行財政改革推進プラン」に基づき、現在更なる行財政改革に取り組んでいるところである。

## 3 予算編成の基本方針

当初予算の編成にあたっては、財政計画に裏打ちされた「新市建設計画」に基づきながら、市の将来像である、「豊かな自然のなかで人々が連携し、潤いと活力に満ちたふれあい都市」の実現に向けて取り組むとともに、新たに策定される「佐伯市総合計画」の中に明文化される、今後のまちづくりの基本方針である

- (1) 産業を振興し雇用の場をつくる
- (2) 安心して子どもたちが育つまちをつくる
- (3) 地域コミュニティ（市民自治）の活動促進と支援を行う

(4) 安全安心なまちをつくる

(5) 地域の資源を活かしたまちづくりを行う

5つの重点項目を柱として、今まで以上に、財源の重点的、効率的配分に努めながら、予算編成を行う方針である。

各部局においては、今後も引き続き自らが創意工夫を図り、事務事業の見直しや、事業間の優先順位の厳しい選択を行い、特に重要と考えられる事業には必要な財源を確保する一方、その他の事業については思い切った合理化・効率化を行うなど、徹底したコスト意識のもとメリハリのある予算編成を行うとともに、将来のまちづくりに必要な投資との均衡も図りながら、市政運営の基本姿勢である「行財政改革の実現」と常に市民の目線に立った「市民にわかりやすい市政の実現」を目指し、職員一人ひとりが本市の厳しい財政状況について共通認識に立ったうえで、予算編成を行うよう通知する。

## 第一 基本的な考え方

### 1 予算編成の原則（総計予算主義・通年予算）

当初予算は、一年を通じた年間総計予算として編成するものであるから予算編成方針に基づき、予算編成時点で予測される全ての歳入・歳出を計上すること。

### 2 行財政改革推進プランの反映

「行財政改革推進プラン」に掲げられた具体的な取り組みを着実に実施する予算内容とすること。なお、市町村合併に係る事務事業未調整事項については、各関係部署において現在調整中であると思うが、行財政改革を一層推進するために調整段階においては、その主管課である行財政改革推進課に、財源の伴う事項については財政課に必ず協議のうえ調整の作業を進めること。（決裁については、「行財政改革推進課」及び「財政課」の合議が必要）

### 3 投資的経費

佐伯地域の活性化を考えると、有効な事業について積極的な投資が今求められているので関係各課と連携し、地域再生計画や構造改革特区等を有効利用した創意工夫のある各種補助金、交付金事業に積極的に取り組むこと。

なお、投資的経費（平成20年度から24年度の間で全体事業費が500万円を超えるもの）については、「公共事業等実施計画（マル公）」により採択された事業以外の要求は一切認めないので、企画課からの内示があった後に要求をすること。採択された事業についても、補助事業にあっては、国、県の動向を注視し、採択以後の変動に基づいた要求をすること。

### 4 一般的事項

(1) 全ての事業選択にあたっては限られた財源の中で、社会情勢の変化に即応した施策を展開するため、中長期的な視点から、各種施策の総合的な検討を行うこと。また、各事業の施行にあたっては、国、県、市及び民間の責任分野を明確にし、真に市が果たすべき役割を見極めて、負担割合等の見直しを図ること。

(2) 既存の事業について、徹底的に見直しを図り、廃止すべきものは積極的に廃止し、事業の選択と集中を図り、「最小の経費で最大の行政効果」が得られるよう検討すること。なお、行政効果が乏しい事業、一定の行政効果が得られた事業等については、廃止又は縮小等の思い切った措置を検討すること。

また、補助事業においては、

①国、県の動向に基づいて情報を見定めたいえ要求すること。

②補助金等が廃止されるものについては、安易に一般財源への振替は行わないこと。

③補助率等が低減されるものについては、事業の整理縮小等を行い補助基本額をベースに事業構築すること。

(3) 社会情勢や市民ニーズの変化に的確に対応するための新規事業の要求にあたっては、既存事業の振替や整理合理化を検討するとともに、先例や慣行にとらわれず、その緊急度、事業効果、実施期間、将来の財政負担等も十分に考慮したうえで行うこと。

なお、市議会、地域審議会、市民からの意見、提言等については、具現化できるものについては、できる限り予算に反映させること。

## 5 民間団体等との協働推進

事業推進にあたっては、NPO法人等は、地域社会のさまざまな分野において重要な地位を占めることが期待されていることから、行政との協働によるまちづくりを積極的に推進していくこと。

## 6 周辺部対策

旧町村部の活力維持や活性化に向けた持続可能な取り組みについて支援するため、「地域パワーアップ事業」、「地域緊急対策事業」及び「地域教育力強化事業」については、引き続き実施する予定であるので、それぞれの地域の特性を活かし積極的に取り組むこと。

## 第二 歳入に関する事項

歳入においては、市税などの一般財源の確保と涵養に努めるとともに、新たな国、県補助金などの特定財源の発掘や交付税算入率の高い有利な市債を選択的に活用して財源を確保すること。

### 1 市税

市税は歳入の根幹をなすものなので、経済情勢の推移、税制改正の動向を考慮し課税客体を的確に把握し、過年度を含めた収納率の向上に努め、年間の徴収見込額を算定し、所要額を計上すること。

### 2 分担金・負担金

受給者負担の原則に則り、負担割合の適正化を図るとともに歳出に見合った収入見込額を計上すること。

### 3 使用料・手数料

受益者負担の原則に立ち、物価の変動や人件費を含む必要経費の状況、公平性等を十分に検討のうえ見直しを行い、年間収入見込額を計上すること。

#### 4 国・県支出金

国・県の制度改正や予算編成の動向等に十分注意を払うとともに、関係機関との連絡を密にし、最新の情報把握に努め的確な見通しのもとに計上すること。

#### 5 諸収入

諸収入については、その範囲が多岐になるので過去の実績、今後の見通し等多角的に検討し、見込まれるものは全て積算すること。

#### 6 市債

過疎債や合併特例債などの優良債（交付税算入がある起債）を中心とした起債を採択し、交付税算入がない起債は原則として認めない。特に合併特例債は期間限定であるので有効に活用すること。

#### 7 自主財源の確保

市民の負担の公平、適正化を図るため着実な徴収努力が必要であることから市税をはじめ使用料や負担金等の滞納整理を強化して、自主財源の確保に努めることとし、その見込み額を歳入予算に計上すること。

### 第三 歳出に関する事項

歳出においては、義務的経費も含めて全ての経費の見直しを進め、「最小の経費で最大の行政効果」が発揮できるよう創意工夫に努めるとともに、事務事業の見直し等を積極的に進めることによりコストの削減に努めること。

#### 1 人件費

職員給与費については、総務課の一括計上とする。補助事業における支弁人件費も同様とし、その充当額は最高限度額とし、要求書に（ ）書きで記入することとする。

#### 2 一般管理費（旅費、需用費、委託料等）

昨今の非常に厳しい財政状況を勘案し、一層の効率化を図り極力節減に努め要求すること。

##### ①旅費

必要性、人員等を十分精査し、削減に努めること。公用車の利用を原則とする。

各種総会、研修会等の参加については関係部署間で必要性、費用効果を勘案の上要求すること。

##### ②需用費

消耗品等については節減に努め、前年度以下で要求すること。

### ③委託料

施設の保守管理委託料等については、前年度と同額以下を基本とし、極力削減に努めること。

## 3 補助交付金・負担金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金、団体補助金、または少額補助金は、廃止・縮減を図ること。負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直したうえで、廃止・縮減を図ること。

## 4 扶助費

国の制度改正の方向等を考慮して、年間所要額を的確に把握して要求すること。

## 5 普通建設事業

公共事業等実施計画に基づき要求すること。

## 第四 特別会計及び企業会計に関する事項

予算要求にあたっては、使用料・保険料などの市民負担の適正化を念頭に財源確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく節減・合理化につとめること。なお、厳しい財政状況を十分理解し、運営については「会計独立の原則」に立ち、特別会計の主体性を損なうことなく、いたずらに一般会計からの繰出金に依存することのないよう認識を新たにし、普及率の向上に努めるなど積極的に歳入の確保を図り、健全財政に努めること。